

令和7年度第1回佐賀県建設工事入札審査会 会議結果

開催日時	令和7年7月4日(金)10 時 00 分から 11 時 25 分まで										
開催場所	ホテルグランデはがくれ 1階 ハーモニーホール (佐賀市天神2丁目1番36号)										
出席者	(委 員) 深川委員、赤星委員、帯屋委員、東島委員、倉富委員 (事 務 局) 建設・技術課長 他6名 (審査対象機関) 佐賀中部農林事務所 東部土木事務所 有明海沿岸道路整備事務所 入札・検査センター										
会議の公開 ・非公開	公開(ただし、自己採点型以外の総合評価落札方式による入札案件の個別評価点に係る審査については、非公開)										
非公開理由	自己採点型以外の総合評価落札方式による入札を行った案件の個別評価点(評価の内訳)については、個別企業の技術者に係る個人情報や企業独自の技術的情報が含まれるため。										
会議概要	審査対象期間(令和6年12月1日～令和7年3月31日)に契約した3,500 万円以上の工事98件の中から、委員が抽出した5件の工事について審査 <table><tr><td colspan="2">抽出案件</td><td>5件(1件)</td></tr><tr><td rowspan="3">内 訳</td><td>一般競争入札</td><td>0 件(－)</td></tr><tr><td>条件付一般競争入札</td><td>5件(1件)</td></tr><tr><td>随意契約</td><td>0 件(－)</td></tr></table> ※()は、自己採点型以外の総合評価落札方式の件数	抽出案件		5件(1件)	内 訳	一般競争入札	0 件(－)	条件付一般競争入札	5件(1件)	随意契約	0 件(－)
抽出案件		5件(1件)									
内 訳	一般競争入札	0 件(－)									
	条件付一般競争入札	5件(1件)									
	随意契約	0 件(－)									

審議概要

委 員	県(○発注者、◆事務局)
開会 ・ 総合評価落札方式(自己採点型以外)による条件付一般競争入札の1案件の個別評価点(評価点の内訳)に係る審議等については、非公開とする。	
1 報告事項 ① 契約状況 ② 指名停止等の運用状況	◆配布資料により説明
2 審議事項 資料番号 4 <佐賀中部農林事務所> クリ防災第 5313118-001 号 川副地区 県営クリーク防災機能保全対策事業工事(用排水路工)(令和6年度国補正) 資料番号 5 <佐賀中部農林事務所> クリ防災第 5320118-001 号 嘉瀬地区 県営クリーク防災機能保全対策事業工事(用排水路工)(令和6年度国補正) 資料番号 10 <佐賀中部農林事務所> クリ防災 第 5313118-003 号 川副地区 県営クリーク防災機能保全対策事業工事(用排水路工)(令和6年度国補正)	
◎今回の入札は、複数社が応札しており、かなり競争が働いていますが、この工事は人気があるにもかかわらず、落札率が100%となっています。その理由を知りたい。(4、5) ◎入札参加者は 5 者だが、落札率が100%である。入札経緯や競争が働かなかった理由について説明して頂きたい。(4) ◎4、5、7 番の工事は、入札参加者数が一定以上いるにもかかわらず、落札率100%であり、競争が働いていない。他方で、同じクリーク防災機能保全対策事業工事である 10 番の工事(時期も近い)は、落札は92%で、競争が働いている。4、5、7 番の工事が10 番と異なり、落札率が100%となった理由として、どのようなことが考えられるか。また、落札率が100%とならないような対策として、どのようなことが考えられるかを伺いたい。(4、5、10)	○技術者(社員)の確保、下請けの確保を含めて収益の確保が必要なこと及び施工に必要な下請け業者を確保する費用や、「受注後の収益性や工事のやりやすさ(具体的には、地元対応、軟弱地盤、施工時期(多くが水稻、大豆の収穫後))等を考慮し、落札価格を下げても受注する必要はない。」といった経営判断があったこと ○受注機会の見込みがあること 発注見通しで公表されている発注予定件数と応札すると考えられる業者数から勘案して、「100%で応札しても受注できるのでないか。」との判断があったこと ○落札率92%となった10番の工事については、特A級の工事を經常JVが落札しており、単独では受注できない金額の工事であることから、積極的に受注しに行く経営判断があったものと推察される。 ○より多くの業者が入札に参加し、競争原理の機能する入札環境を整えるための策としては、以下の点が考えられる。 ・発注規模(特Aクラスへの発注の検討) ・夏場施工(大豆作付への地元の協力が必要) ・早期発注や余裕期間制度(フレックス方式)の活用による発注時期の平準化

◎受注時期が予定価格に加味されることはあるのか ◎企業として 99.9%の入札があると思う。業者が落札したいと考えればぎりぎりまで攻めてくるはずだが、そういう事例がほとんどないというのは不思議である。以前から評価方式の見直しが言われている。公正な競争を促すためには今後、検討が必要と考える。	○ありません。
資料番号 39 <東部土木事務所> 特産造成第 9909030-018 号吉野ヶ里町 県営産業用地造成(特別会計)工事(造成工)	
◎番号 39～42 の工事は、高額であり、また落札率も高い。応募者数は各工事とも 4 者であるが、「共同企業体」を組む場合、「土木一式工事」では何者くらい可能か。また、39 の工事を取り上げて落札までの経緯を知りたい。 ◎4JV による取り分けで、応札した全社が落札していると思われるが、高額にもかかわらず、全て高落札率。土地造成は難工事ではないと思うが、JV の要件と共に確認したい。 ◎同種工事で取分けになっており競争が働いていない。 現在の入札方式(総合評価)が機能しているといえるのか、また競争を促す方策等について検討されている点があれば教えて頂きたい。	○「佐賀県建設工事共同企業体取扱要領」より、設計金額が3億円以上の工事に該当したことから JV を入札参加条件とした。 構成員①は、特 A 級(県内本店)27 者と構成員②の特 A 級又は、A 級(東部土木管内)15 者の組み合わせとしており、最大 21 組の参加が可能 ○道路等といった通常の公共工事と異なる産業用地の造成工事であり、引き渡し予定の企業と調整しながら工事を進めている。 先行して施工中の造成工事においては、受注後、設計変更等なども生じており、また、設計変更等に伴い工期も延長されており、入札に当たり、こうした点を懸念されることは考えられる。 ○分割発注(取り分け設定)により、各社が自工区へ労務を集中的に投入することができ、造成事業全体の早期完成が図られると考え設定した。 ○総合評価落札方式は、入札者から提示された価格と技術提案の内容等について総合的に評価を行うことにより、発注者にとって最も有益な申し込みを行ったものを落札者として決定する入札契約方式である。総合評価落札方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力が担保されるものとする。

◎4件の工事は同じ日が入札日となっているが開札順は応札業者に知らされているのか。 ◎「受注後に、工事内容が変わることに対し、発注側がコミットしている。」と説明があったが、法的に可能なのか確認したい。 ◎一連の工事を分割して発注する場合の分割基準は定められているのか。	○開札順は事前公開されていない。 ○工事の実施に当たり、契約時から工事内容が大きく変化することがないよう、計画時における準備、調整に、引き続き精力的に取り組む。 また、発注者の責により、受注者の負担増となった点については、今後も発注者において適正に負担していく。 ○基準はなく、発注機関の判断となる。
資料番号 96 <有明海沿岸道路整備事務所> 道改2A第 4111444-005 号 国道444号佐賀福富道路道路改良(国道)(2A)工事(道路改良工)(令和6年度国補正)	
◎番号 82～96 の有明海沿岸道路の工事について、(落札率が92.00%で常態化していることも気にはなるが)、96 番(今期の当該工事の中では最も高額なので)の応募者の総合評価(自己採点型 B)の評価点の審査結果を知りたい。	◆7 者中 5 者が加算点を最高点(12 点)として自己採点表を提出しており、かつ低入札調査基準価格にて応札されたことから、5 者が評価値 1 位となった。 その5 者に対して、提出された自己採点表と技術資料を確認した結果、自己採点に誤りがなかったことから、そのまま 5 者を評価値 1 位として、くじ引きにより決定している。
◎評価方式についてはいつ制度化されたのか。 ◎総合評価方式については、見直しを2年に1回は行うなどルール化したらどうか。	◆佐賀県では平成18年度から総合評価落札方式を導入し、順次対象工事及び総合評価方式の拡大を図っている。 対象金額を下げたり、自己採点方式を採用する等総合評価方式を拡大しつつ、できるだけ簡易にしながら実施している。 ◆総合評価方式のあり方については、建設業界の方と意見交換を行い、地域要件や評価項目について追加したり要件を見直したり随時改正し拡大しているところである。
【会長の退任あいさつ】 平成16年に就任し、20 年間務めさせていただきました。就任にあたっては二つ思っけて引き受けました。一点目は「欠席しないこと」それが一番の貢献かなと思っています。もう一点は、この審議会の一番の骨格であります“公平・公正な競争”です。就任当時(20 年前)はいろいろな事件が各地で起こっていました。佐賀県からは絶対出すものかという思いがありました。発覚すると全てが不幸になります。そこが、私が仕事をする場合の一番の意気込みですけれども、近年は非常に皆さん方も事務方も一生懸命やっただきるので何の問題なく、本当に皆さんに感謝しております。建設業界の厳しい社会性を思い、この 20 年間は 建設業界の方と大変仲良くしておりますが両親も含めて一度も飲みに行ったり、食事をしたことがありません。 審査会の審議内容から感じることは、働き方とかコストの上昇等で今までの県の発注の予算の組み方ではな	

なかなか追いつかないところもあると思います。それと、長年実施してきた評価方式を広く適用していると、新しい事業者とかあるいは新しい技術で佐賀県に貢献しようという会社が少なくなってくると思います。是非とも、もう一度、この評価方式について皆様で知恵を絞って公平な競争が行われるように今後、審議いただければと思います。入札率をみますと100%とか92%など横並びの入札率が多い。一般的な企業では入札にあたり見積もりを取りますが、三社あれば三社とも違います。1円単位で三社とも違います。県の工事では同様の入札が意外と無い。要因として、電子システムの利用がありますが、企業家からすると入札額が横並びになっていることがわかればそこを外してくるのが社長の仕事だと思います。それをしないのは不自然な感じがします。

県民のお金が有効に使われる事のために自分ができることと、一方で、裾野が広い建築業の成長が止まらないように考えるのが私の仕事と思い任期中務めてまいりました。お願いばかりになりますけれどもよろしくお願い致します。

【委員の退任あいさつ】

私は消費者教育の立場から任用されましたのであまりお役に立てなかったのではないかと思います。私は、当審査会以外に紛争審査会の委員にも就任していました。その審査会の九州圏内の委員を集めての研修会が毎年開催されます。私は、大分で開催された研修会に参加し、その会で座長を務められた大分県の弁護士先生から「佐賀県の落札率が高いので、下げるために審査会で発言することが大切である。」と言われました。

その後の審査会等で知見を広めた中で、落札額が横並びになるのは計算ソフトもあるため相当に勉強しないといけない。そこにも大手に負け、新興業者がなかなか出てこない要因があると思う。入札率が高いか低いかは別として、業者も相当に勉強しなければ安定的に効率よく落札できないことが徐々に分かってきました。価格競争は今般の建設業界の事情からなかなかできないが、評価方式を堅実に行うことが大切であり、県発注ですから入札については県が主導権を握れるようなシステムを持たれるべきである。

就任して20年も経ちました。生意気な事も考えていましたがやはり「先達方の意見は重かった。」と、ここ一ヶ月ほど考えていました。皆様には一層ご尽力されることを願います。お役に立てたかどうか分かりませんが、どうもお世話になりました。ありがとうございました。